

傍聴される方への注意事項

1 会場への入場の制限

次の事項に該当する方は、会場に入場することができません。

- (1) 決定した傍聴人以外の方
- (2) 鉄器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している方
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している方
- (4) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している方
- (5) ラジオ、拡声器、無線機、録音機、ビデオカメラ、写真機、双眼鏡の類を携帯している方
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している方
- (7) 酒気を帯びていると認められる方
- (8) その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる方

2 傍聴される際の注意事項

- (1) 傍聴される方には、傍聴券を交付します。
傍聴券は、会場を退場するまでお持ちいただき、会場を退場する際に受付に返却してください。
- (2) 会場内では静かに傍聴し、会議の円滑な進行にご協力ください。
なお、次のような行為はご遠慮ください。
ア 審議に対して可否を表明し、又は拍手すること。
イ 談話し、歌を歌い、大声で笑いその他騒ぎ立てること。
ウ 帽子、コート、マフラーの類を着用すること。ただし、病気その他正当な理由がある場合には、係員にご相談ください。
エ パソコン、ワープロその他これらに類する機器を使用すること。
オ 飲食又は喫煙すること。
カ みだりに席を離れること。
キ 不体裁な行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- (3) 携帯電話機等の電源はお切りください。
- (4) 配布資料は閲覧用ですので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。
- (5) 上記の注意事項のほか、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為があった場合には、退場していただくことがあります。